

議題 4 生活保護にかかる施術給付について

<施術の種類>

施術給付は医療扶助の対象となり、柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージの3種類があります。

<施術の給付方針>

◎必要最小限の施術を原則として現物支給するものとする。（健康保険の支給内容と同様）

・柔道整復

外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、介達外力による筋、腱の断裂。

・はり・きゅう

慢性病であって、医師による適切な治療手段がないもの。神経痛・リウマチ・頸腕症候群
五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患等

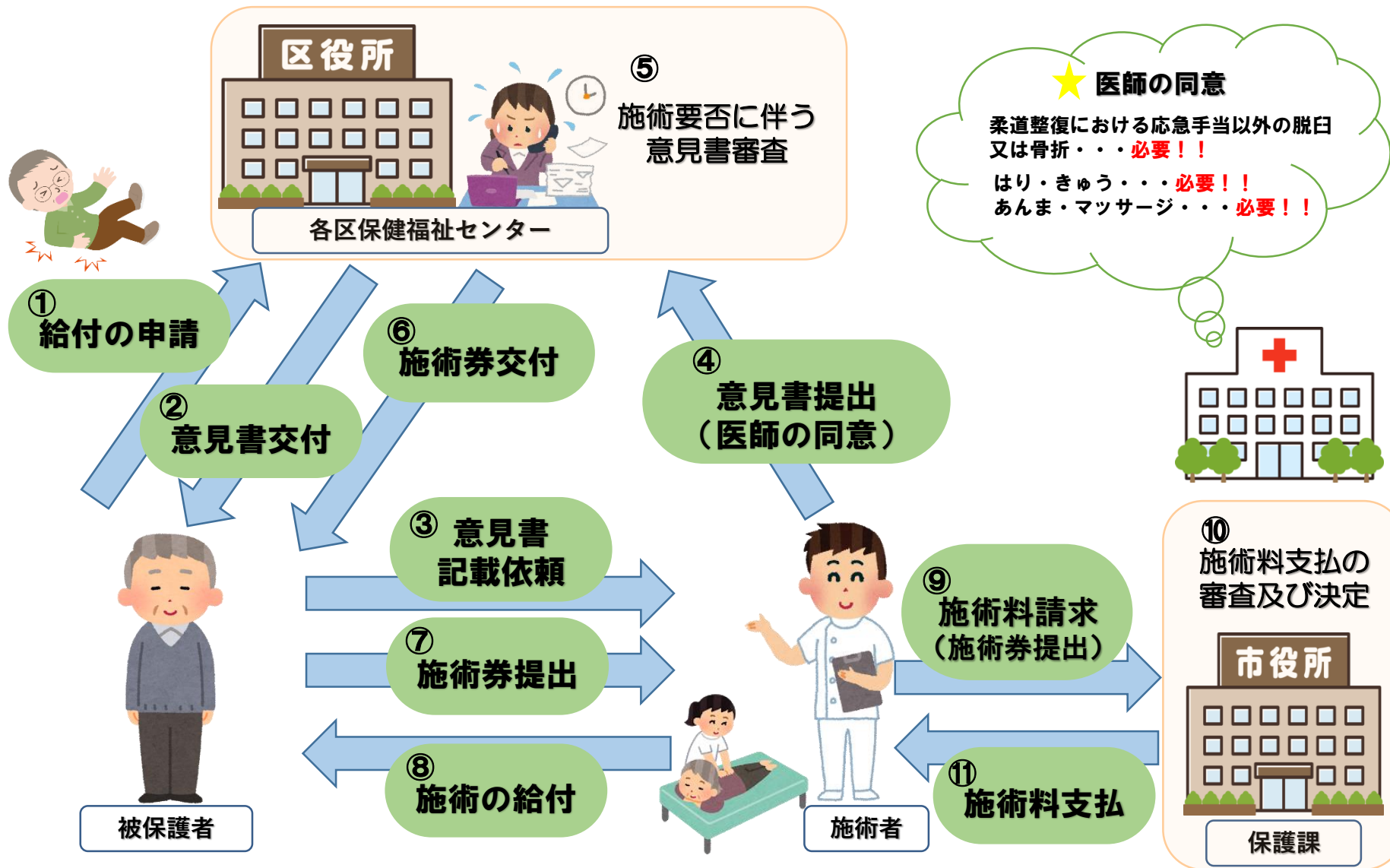
・あんま・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮等で医療マッサージを必要とする症例

※単なる肩こりや慰安のための施術や、指定医療機関で同じ負傷などの治療中のものは対象とならない。

生活保護にかかる施術給付について

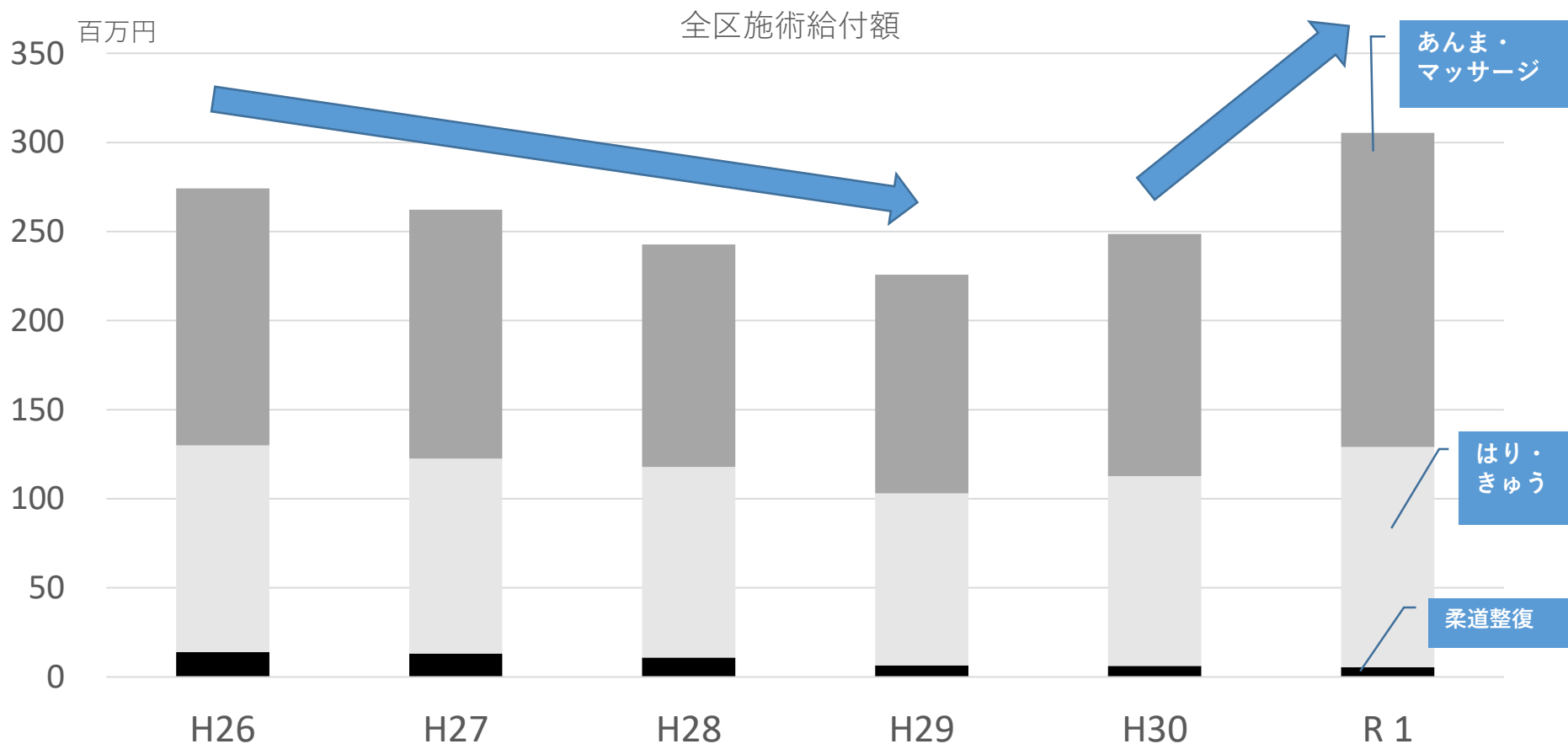
＜施術の申請から給付、施術料の支払いまで＞



生活保護にかかる施術給付について

<給付額の現状>

年度別の給付額を確認すると、平成29年度まで毎年、減少していたが、平成30年度を境に増加してきており、令和元年度は5年前の平成26年度よりも増加している。



【課題①】 実施機関にヒアリングを行ったところ、

- ・意見書の審査において、施術給付の要否に関し十分な検討がなされていないものが見受けられた。
- ・管内に高齢者が居住している施設等が多い区は給付額が高い傾向にある。また、認知症等の症状により本人への意思確認、状況確認が困難な事例が多いことが影響している。

【取組み】

- ・本人への聞き取り内容、及び医療機関で同じ負傷などの治療中のものは対象とならない等の確認すべき事項、区で実施している優良事例を含んだマニュアルを再整備し、研修等を行う。
- ・原則、本人の意思に基づき給付の申請が行われるべきところ、本人の意思により申請が行われない場合の施術給付の確認方法のあり方について、今後、国と協議していく。

【課題②】市役所で施術料支払の審査を行う際、施術券の内容を確認したところ、

- ・意見書に記載された施術の見込み回数と実際の施術回数が大きく乖離しているもの
- ・意見書の施術部位と異なる部位への施術が行われているもの
- ・傷病名と施術内容が合致していないもの（例：腰痛症にあんま・マッサージの施術を行っている）など、不適切な施術が見受けられた。

【取組み】

不適切と思われる施術機関に文書等により被保護者の状況確認を行い、内容によっては同意医師への聞き取りを行い、必要に応じて福祉局において、生活保護法第50条第2項に基づく個別指導を実施する。